

令和3年松茂町議会第3回定例会会議録

第2日目（9月7日）

○出席議員

- 1 番 尾 野 浩 士
- 2 番 米 田 利 彦
- 3 番 村 田 茂
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 立 井 武 雄
- 6 番 佐 藤 道 昭
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 川 田 修
- 12 番 佐 藤 禎 宏

○欠席議員

- 9 番 佐 藤 富 男

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長兼総務課長	松下師一
教育次長兼社会教育課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
産業建設部長兼建設課長	吉崎英雄
チャレンジ課長	入口直幸
税務課長	池田和史
危機管理課長	永井義猛
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美
上下水道課長	石森典彦
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和3年松茂町議会第3回定例会会議録

令和3年9月7日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

板 東 絹 代 議員

（1）交流拠点施設（マツシゲート）について

米 田 利 彦 議員

（1）小中学校の移転計画について

村 田 茂 議員

（1）避難所としての学校の防災機能強化について

川 田 修 議員

（1）松茂町のヤングケアラーの実態について

日程第2 議案第30号 松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第31号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第32号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第33号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第34号 令和2年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

日程第7 議案第35号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第36号 令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第37号 令和3年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第38号 令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第39号 令和3年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）

日程第12 認定第1号 令和2年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定

- 日程第13 認定第 2号 令和2年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 認定第 3号 令和2年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 認定第 4号 令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 認定第 5号 令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 認定第 6号 令和2年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 認定第 7号 令和2年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 認定第 8号 令和2年度松茂町水道特別会計決算認定

令和3年松茂町議会第3回定例会会議録

第2日目（9月7日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和3年松茂町議会第3回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　皆さん、おはようございます。令和3年松茂町議会第3回定例会の再開日に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月に入りまして、朝夕大分涼しくなりましたが、まだまだ日中は30度を越す日があるようでございます。昔から、「暑さ寒さも彼岸まで」とよく言われますが、お彼岸さん入りまでまだ2週間余りございます。この間が夏の疲れが出る時期でございますので、議員の皆様、体調の管理に十分ご留意をくださいませ。お願いいたします。

議員の皆様、町理事者の皆様、本定例会にお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、町政に対する一般質問の日でございます。4名の方から町政に対する一般質問の通告を受けておりますので、質問される方は簡単明瞭に、答弁される方は分かりやすく、詳細をお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【佐藤禎宏君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました4番板東絹代議員、お願いいたします。

板東絹代議員。

○4番【板東絹代君】　おはようございます。

新型コロナウイルスの感染第5波が全国で猛威を振るう中、徳島県も感染者数が増加しており、アラートが特定警戒に引き上げられております。各自が十分な感染対策に努め、安心して暮らせる社会となるよう祈っております。

それでは、本題に入ります。議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。質問は、交流拠点施設マツシゲートについてでございます。

本年5月1日、交流拠点施設マツシゲートがオープンし、4カ月が経過しています。地方創生の拠点となる新しいまちづくりの実現を目指してほしいと思いますが、そのためには町民との意見交換や情報共有を促進し、協働によるまちづくりの取組を進める必要があります。自分の町について、こうなればいいなと思っていることは意外とたくさんあるものです。興味や関心、そして思いがまちづくりのスタートです。マツシゲートの活用を図っていく多様な利用方法の想定がされているようですが、人々の交流とにぎわいの創出を目指す観点から、以下の点についてお伺いします。

1点目、町民の方の声をお聞きしました。マツシゲートの周囲の防水壁は外から中の様子が見えづらく、何をしているか分からないので入りにくい。心理的に入場を遮蔽しているように感じられるそうです。交流場所は華やかなところがよいと思われれます。目立つような絵、自然に癒やされる絵などアートを考えませんか。

2点目、町民の意見・要望等ニーズを知るため、アンケートを実施しませんか。

3点目、ウイズコロナの状況下であります。夢を持つことには意味があると思います。楽しく、わくわくする夢のある企画は考えていますか。

4点目、マツシゲートの週2回の朝市と月2回のマルシェの広報無線放送は、他課の放送が重なると紛らわしさを感じます。放送回数等を工夫しませんか。

5点目、マルシェとはフランス語で「市場」を意味する言葉です。マルシェでは新しいものを見つけたり、こだわりの品が手に入ったり、生産者の顔が見えるメリットがあります。そういった中で一番の人気を集める理由は、通常よりお得な値段で購入できることです。足を運びたくなるようにマルシェの特徴などをアピールされていますか。

以上5点、よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 それでは、板東議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員ご認識のとおり交流拠点施設マツシゲートは、本町における地方創生の拠点として、さらに安全・安心の拠点として活用を想定しているところでございます。そこで、ご質問

1点目、マツシゲートの周囲の防水壁に絵やアートなどを描く考えがないかのご質問ですが、マツシゲートは災害発生後の応急仮設住宅用地であることから、津波などの浸水を防ぐために周囲を高さ3mの防水壁で囲んでおります。そのことから中の様子が見えづらく、心理的に入りづらい状況になっているのではないかと考えられます。その一方で、防水壁を間近に感じていただくことで、町民への防災教育・啓発につながるのではないかと考えております。そこで現在、2箇所の入り口付近に3組のアーティストに壁画を描いてもらい、マツシゲート内部に入りやすい雰囲気と写真スポットになるような空間をつくってございます。

今後、残るスペースにつきましても、現代アート作家や新進気鋭の作家の発表の場として、また、大学のデザイン学科などの作品の発表の場として、マツシゲート内の様子がイメージでき、わくわくするような壁画アート、これを続けていきたいと考えておるところでございます。

次に、2点目のアンケート調査についてのご質問ですが、議員ご認識のとおり新しいまちづくりの実現には町民との意見交換や情報共有を促進し、協働によるまちづくりを進めることは重要であります。マツシゲートにつきましても、平成30年8月に町民主体のまちづくり会議を立ち上げ、2ケ年にわたって施設に必要な機能について意見交換を重ねた経緯がございます。また、マツシゲートの事業については、国の地方創生推進交付金を活用しており、その活用条件として重要業績評価指標、いわゆるKPIの設定が義務づけられているところです。

このKPIとは、事業の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味しており、達成状況を定点観測することで、目標達成へ向けた事業成果の動向を把握できるというものであります。マツシゲートにおけるKPIは、ご質問で言及の町民アンケートを評価指標として設定しております。このことから、今後、マツシゲートの在り方、運営方法について、町民アンケートをはじめ、マツシゲートでの顧客属性の調査を行い、利用者のニーズをしっかりと把握し、運営に反映していきたいと考えております。

次に、3点目の楽しくわくわくする夢のある企画は考えているのかのご質問ですが、10月中旬には、待望の芝生広場への立入りが可能になると考えております。そのことも踏まえ、まず、全国規模のイベントとして、これ、議員もご指摘のとおりウイズコロナという状況ではあります。そういった中でありますが、大きなイベントとして11月上旬に木工、陶芸、染織など、様々な分野のハンドメイド作家が集い、手作り工芸品の温かい作

品に触れる場となるクラフトフェアを、11月の下旬には、新型コロナウイルス感染拡大のためにオープンイベントとして予定しておりましたが、延期とやむなくしておりますカレーフェスタ、これの開催を予定しております。

また、カレーフェスタの特別イベントとして、大手航空会社全日空の2018年機内食総選挙第1位のカレー商品を限定販売する予定としております。加えて、アフターコロナを見据えた都会的な実証実験企画として、アウトドアメーカー監修によるキャンプに不慣れな人でも手軽に実施することができる新しいスタイルのキャンプを行い、そこで松茂町の特産品であるレンコンを使った中華料理の点心などを提供する催しも計画しております。これは仕事と、これ、英語でワークでございますが、休暇、バケーション、これを組合せたワーケーションの企画として実施していくものでございまして、様々なイベントということで計画をしているところでございます。

次に、4点目のマツシゲートマルシェ及び朝市であるマツシゲート市の放送回数等の工夫についてのご質問でございました。

マルシェ及び朝市の周知方法につきましては、主に町の防災行政無線やマツシゲートのホームページ、また、「広報まつしげ」などを活用して周知いたしております。朝市につきましては、新たな取組であったことから定着を図るため、集中的に放送をいたしております。その結果、毎月第2、第4日曜日開催のマルシェや、毎週火曜日、土曜日開催の朝市について、出店者情報や来場者数からある程度定着できていると感じておるところでございます。

このことから、防災行政無線以外の周知方法として、地元ケーブルテレビや雑誌などを効果的に活用することで、防災行政無線による放送回数を調整してまいりたいと考えております。

次に、5点目の足を運びたいようなマルシェの特徴などをアピールしているのかとのご質問ですが、一般社団法人松茂まちづくり推進機構のマルシェ直営店は、野菜や鮮魚をお手頃価格で販売しており、特に鮮魚については魚を無料でさばくなど、購入者の方には好評をいただいております。また、それぞれのマルシェ出店者からもマルシェ限定の商品、こういったものを販売いただいております。お得感、こういったところで発揮できればと思います。

さらにマルシェのにぎわい企画、イベント企画として、6月13日には松茂町花づくり会の花の苗の無料配布を、7月11日にはマツシゲートで育てた藍の生葉を使ったたたき

染め体験を、7月25日には長原大海太鼓及び松茂チアダンスクラブの発表を、8月8日には、ちょうど8月6日から9日までのSTEAM週間でございましたから、その一環として総合棟の2階でUVプリンターやプログラミングロボットのワークショップ及び親子ドローン教室などを開催し、好評をいただいております。

今後も繰り返し来場していただける特徴あるマルシェにしていくため、来場者の年齢や興味・関心などの顧客属性をしっかりと把握し、分析することにより魅力のあるマルシェにしていきたいと考えております。

なお、今の時期、イベント開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大が大きく影響いたします。開催時には感染症対策を講じ、安全対策を取った上で実施いたしますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、私から板東議員へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 板東絹代議員。

○4番【板東絹代君】 ありがとうございます。

秋のイベントのカレーフェスタは以前中止になりましたが、カレーフェスタはすごく残念に思っておられる住民の方はたくさんおられると聞いております。今年は十分な感染対策をして開催されることを願っております。

ほか、1点再問します。

マツシゲートの周囲の防水壁にわくわくするような壁画アートを描いていきたいと前向きなご答弁をくださいましたので、提案したいことがあります。チャレンジをするきっかけになればいいと思いますので、紹介しますね。

8月29日、徳島新聞掲載に那賀川町の防潮堤に描かれた壁画を新しくするプロジェクトの実行委員会が、絵を描くイベントを開くために参加者をクラウドファンディングで募るという記事です。寄附をした希望者には参加券を配り、参加者が絵を描きます。クラウドファンディングは塗料や用具の購入費の一部を賄うため、目標額を設定して実施します。寄附額に応じて参加券のほか、返礼品を送るというものです。

今後、那賀川町の防潮堤のようにクラウドファンディングを活用して、マツシゲートの防水壁に壁画アートを描いていくお考えはありませんか。お伺いします。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 板東議員の再問にご答弁申し上げます。

クラウドファンディングとは、大勢の人を意味するクラウドと、資金調達を意味するフ

ファンディングを組合せた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人に向けて活動資金の支援を募る、新しい資金調達の仕事みでございます。議員が参考にされた阿南市那賀川町の防潮堤の壁画については、参加券返礼品つきの寄附により壁画を描くというものでございます。昨今では、自治体が財源を確保する手段としてクラウドファンディングを利用する、ガバメントクラウドファンディング、こういった手法が注目されており、インターネットを使って広く事業資金を集めるということで、当該事業のPRにもつながる利点があります。

本町といたしましては、今後、SDGsへの取組など社会問題解決に資するような新しい事業を展開する場合に、このクラウドファンディングの活用を検討してまいりたいと考えております。なお、マツシゲートの壁画につきましては、現在既に取り組んでおります、ふるさと納税の枠組みの中で資金を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、再問へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 板東絹代議員。

○4番【板東絹代君】 ご丁寧なご答弁いただきまして、ありがとうございます。

新しい事業の展開で町長の描く魅力あるマツシゲートが、ともに支え合うやさしさが広がる楽しみの場として親しまれますように期待しております。ありがとうございます。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、通告のありました2番米田利彦議員、お願いいたします。

米田利彦議員。

○2番【米田利彦君】 ただいま議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、小中学校の移転計画について、町の方針や考え方を確認したく質問いたします。それでは、小中学校の移転計画について、町行政に対する一般質問をさせていただきます。

吉田町長の2期目再選による徳島新聞のインタビューで、町長は、小中学校の移転計画を進め、完成は10年先になると言っておりましたが、町民の中にはこの発言に注目している方々が多いようです。そこで、この件について次の質問をさせていただきます。

松茂町が取り組む学校行政において、特に小中学校の校舎の移転では私も町長の考えと同様に、今後の少子化や人口減少に対応した活力のある学校教育事業を推進するためには、有識者を含めた委員会の設置や、学校規模を考慮した適正化の検討や評価を実施するなど、しっかりした準備が必要であると考えます。

そこで、小学校の小規模化や、校舎の老朽化が進んでいる現在の状況において、各小中学校の学校規模に対する現状認識はできているのか。あわせて、移転や建替えが適切な時期に来ているのか。

次に、起債などがある場合は返還状況はどうなっているのか。校舎の耐用年数によっては、補助金の返還も考えられますが、この点についてお伺いいたします。

次に、文部科学省では学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が2016年から制度化されておりますが、松茂町には3つの小学校と1つの中学校があり検討する課題は多く、小中一貫教育のさらなる充実を図っていききたいと私は考えますが、今後の教育行政を計画する上で、義務教育の期間である9年間の学習をトータルに考えるよう創設された仕組みであると言われておりますが、小中一貫校と違った義務教育学校とはどのような制度なのか、お伺いします。

○議長【佐藤禎宏君】 鈴谷教育次長兼社会教育課長。

○教育次長兼社会教育課長【鈴谷一彦君】 失礼します。米田議員ご質問の小中学校の移転計画について、答弁申し上げます。

まず、ご質問の1点目、町内小中学校の主な校舎は、最も古いもので長原小学校が昭和42年に建築し、次いで、松茂小学校が昭和47年、松茂中学校は昭和49年、喜来小学校は昭和50年に建築、その後、現在までにそれぞれ随時、増築等を行っております。各校とも主な校舎は築年数40年以上となり、老朽化が進んでいるのが現状です。

各小中学校の学校規模に対する現状認識といたしましては、国の「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」に示す校舎の規模と、本年5月1日現在の各小中学校の児童生徒数を比較すると、どの学校も適正な面積を保有しており、また、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による小学校の学級編制の人数が、今年4月、今後段階的に35人に引下げられることとなりましたが、松茂町の学級編制は、松茂小学校で平均27人、喜来小学校で平均25人、引下げの対象となっていない中学校でも平均32人であるため、学級編制においても適正であると認識しております。

次に、現在の校舎に係る地方債の借入れについては、昭和44年から平成8年度にかけて校舎の建築に合わせて借入れをし、増築分を含めると総額3億5,610万円となりますが、現時点で残っておりますのは、平成8年度に借入れた4,630万円のうち、未償還額280万4,882円のみとなっております、これも今年度で完済となります。耐用年数と補助金返還に関しましては、鉄筋コンクリート造である校舎の耐用年数が60年であり

ますので、建替えの時期等によっては、補助金返還もあるものと考えております。この件に関しましては、今後、計画が具体化したおりに関係省庁と協議を進めていくことになると思います。

また、老朽化した校舎の更新等につきましては、当然その内容についての検討を行うべきだと認識しております。この検討には、先ほど米田議員からご指摘のありました、大学教授などの有識者や地域住民の皆様、保護者や学校関係者などをメンバーとした検討委員会を設置し、少子化、人口減少を踏まえた学校再編や学校規模、建替え場所やその時期など、多くの課題に対して検討委員会の皆様からご意見をいただき、しっかり議論して、方向性を見出して参りたいと考えております。

ご質問の2点目、「義務教育学校」の制度につきましては、議員ご指摘のとおり、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小学校課程から中学校課程までの9年間を1つの学校として義務教育を行う学校のことであり、学校教育法の改正により、2016年に新設された学校教育制度です。この制度が小中一貫校と異なるところは、校長が1人であるため、学年制を小中学校の6年・3年という区切りでなく、5年・4年や、4年・3年・2年といった自由なまとまりで考えることができ、早い段階から先を見据えた学習が取り入れやすく、小学校段階から教科担任制や定期考査、小中一貫の部活動なども行うことができます。こういった新しい制度につきましても、選択肢の1つとして、検討委員会でしっかり議論してまいりたいと考えております。

松茂町の学校教育がAI時代を生き抜く人間力を育てるために、地域とともにある学校となるよう、より多くの皆様のご意見を取り入れながら、今後の学校の在り方やその方向性を検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤禎宏君】 米田利彦議員。

○2番【米田利彦君】 再問ではありませんが、全国的に少子化が進み、公立の小中学校の学校数及び児童・生徒数は減少し、学校の統廃合が進んでいるようです。松茂町でも児童・生徒の減少や学校規模の縮小に伴い、学校運営及び教育課題への対応が求められていますが、学校教育法施行規則によりますと、国が定める適正な学校規模とは、子どもたちに社会性を身につけさせ、互いに切磋琢磨する機会を与え、生きる力を育むことができる規模として、小中学校ともに学級数がおおむね12学級から18学級で、通学距離が小学校で4キロ以内、中学校では8キロ以内、かつ、通学時間が1時間以内を標準とされて

います。

このような状況の中で、全国各地で学校の統廃合や小中学校一貫校の創設など、地域の特性を生かした対策が講じられているようです。松茂町の小中学校の移転計画では、地域において学校が持つ役割を考えながら、統廃合による環境の変化や今後の地域づくりにある程度の影響があると心配されます。新しい学校づくりでは、様々な問題を考慮しながら、移転や統廃合を最優先するだけでなく、地域との合意を基にした積極的な学校づくりを展開することが重要であり、地域住民が行政に参画しながら一体的に進めていくのが重要であると考えます。

そこで町長、小中学校の移転計画に伴う町の教育行政について、10年先のことで具体的な計画ではなく、町長が描いている構想であるとか、ある程度の方向性をお聞かせいただけますか。

○議長【佐藤禎宏君】 吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、米田議員から私の方向性をお尋ねでございますので、私なりの構想をご披露させていただきたいと思えます。

この件につきましては、ご存じのように、私は初当選直後の平成29年12月の議会で、将来的な学校校舎の建替えを念頭に更新経費の確保を目的として、松茂町公共施設更新等準備基金条例を上程し、議員各位にご理解の下、基金を設立した経緯がございます。米田議員からは10年先のこととご指摘がありましたが、私としては、年1億円から2億円を積立てまして、10年先に基金積立額を20億円近くまで持っていきたいと考えております。なお、公共施設更新等準備基金は、現在、5億6千万円余りを積立てている状況でございます。今後も適切な財政運営の中で、地道な積立てを継続する所存でございます。

私は所信でも申し述べましたように、未来の松茂町のために、また、まちづくりのために必要な道筋を整えたいと考えております。将来的な学校の在り方につきましても、今後、検討委員会において、保護者、学校関係者、地域住民、学識経験者などによる丁寧な議論をお願いしたいと考えております。子どもたちに最適な教育環境を構築することであり、町長として常にあらゆる可能性を検討してまいりたいと考えております。

財源の確保や議論の行方によって10年先になるかもしれませんが、それ以上先になるかもしれませんが、校舎建替えの機が熟したときに、子どもたちに最適な教育環境を構築できるよう、私は今、必要な道筋を整えることに尽力してまいります。

以上、米田議員の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤禎宏君】 米田利彦議員。

○2番【米田利彦君】 町長の構想をお話しいただき、ありがとうございました。

まだまだ先のことですが、小学校、中学校の移転・統廃合の計画にさらなる充実を図っていきたいと考えて、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、通告のありました3番村田茂議員、お願いいたします。

村田茂議員。

○3番【村田茂君】 改めまして、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今日の私のテーマは防災関係で、避難所としての学校の防災機能の強化についてという題目をつけさせていただきます。

本題に入る前に、令和2年3月31日に文部科学省が発表しております「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」の前文の一部をご紹介させていただきたいと思えます。その中には、大規模災害等に際し学校施設が果たすべき役割は、第一に児童生徒や教職員の安全確保であるが、同時に学校施設は地域住民の避難所としての役割を担っていることから、避難生活や災害対応に必要な機能を備えることも求められているところでございます。

過去の大規模災害において、阪神・淡路大震災、これは平成7年ですが、それと平成16年の新潟県中越地震では、学校施設も多大な被害を受けたが、避難所として被災者を受け入れ、食料・生活用品等の必要物資を共有する拠点となるなど、様々な役割を果たしておりました。その一方で、学校施設は教育施設として設計され、避難所としての使用を考慮していなかったため、様々な不具合や不便を生じておりました。

また、平成23年の東日本大震災では、学校施設の避難所としての利用が長期化し、教育活動と避難生活が併存する学校が多数発生をいたしました。今後の学校施設の整備に当たっては、教育活動と避難生活の共存を想定しながら、早期に学校教育活動を再開させるための対策を講ずる必要性が改めて明らかになったところでございます。

さらに、平成28年熊本地震では、備蓄倉庫や太陽光発電等の施設整備が役立った一方で、トイレや電気、水の確保等において不具合や不便が発生いたしております。また、空調やプライバシーの配慮等、避難所としての良好な生活環境の確保が求められておりまし

た。

近年は、台風や豪雨の頻発・激甚化により、窓や屋根の損壊、そして浸水や停電、断水などの被害が生じているところがございます。

こういう状況を踏まえまして、通告をいたしております避難所としての学校の防災機能の強化について質問をさせていただきます。

まず、避難所といえば、防災センター、総合体育館や公共施設もありますが、多くの人は学校を思い浮かべると思います。児童・生徒が活動する場ですから、安全性は確保されており、災害時においても安全を確保し、良好な避難所としての役割を果たせる場所でございます。そういったことから、学校施設の防災機能の強化はより一層の推進が必要であり、そのためには防災担当課、学校設置者、学校、地域が連携した取組が必要不可欠であり、災害時における活動を想定して必要な防災機能を検討し整備するとともに、定期的に点検・訓練することが重要であると言われております。

文部科学省は先ほど申しあげました令和2年3月31日「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」によれば、地域の避難所となる学校施設の防災機能の整備に当たっては、施設の安全性の確保、避難所として必要な機能の確保、避難所の円滑な運営方法の確立、学校教育活動の早期再開の4項目を踏まえて検討を進めていくことが重要とされています。

そこで下記の質問をさせていただきます。

1点目は、構造物の耐震化、非構造部材の耐震対策などができているのかという点でございます。

次に、2点目ですが、各小中学校への分散備蓄状況、また、障がい者、高齢者などへの特別な配慮が必要な方々への専用スペースの確保、バリアフリー化についての状況はどうなっていますかということでございます。

次に、3点目ですが、これは運営マニュアルの作成はできていますかということです。

それと4点目が、どのようになったら学校が再開できるのか。

この4点についてご質問をさせていただきます。なお、答弁によっては再問させていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 鈴谷教育次長兼社会教育課長。

○教育次長兼社会教育課長【鈴谷一彦君】 失礼します。村田議員ご質問の避難所としての学校の防災機能強化についてのうち、教育委員会からは、1点目、構造物の耐震化、

非構造部材の耐震対策及び4点目、どのようになったら学校が再開できるのかについて答弁申し上げます。

まず、ご質問の1点目、構造物の耐震化、非構造部材の耐震対策についてでございます。

町内小中学校の建築物は、未来を担う子どもたちの生命を守るため、また、安心して学ぶことができる施設とするため、全ての校舎と体育館の耐震診断と耐力度調査を行い、平成16年度から22年度までの間に、耐震化工事として大規模改造工事を行いました。また、非構造部材においても平成27年度までに、つり天井の撤去、テレビや照明器具の落下防止対策、窓ガラスの飛散防止フィルム設置などの耐震対策を行っております。今後も老朽化の進む中、引き続き点検・修繕等を行い、安全性の確保に努めてまいります。

次に、4点目、どのようになったら学校が再開できるのかにつきましては、学校の校舎部分は、現在、指定緊急避難場所として指定されており、発災時は近隣の方が一時的に避難できる場所になると考えられます。その後、指定避難所として指定されている各施設の安全が確認され、校舎に一時避難した方々が指定避難所に移動できた後に学校が再開できるものと考えております。しかし、現実的には、移動できるまでには相当の時間を要すると考えられること、児童生徒や教職員の安全が確認された後となること、児童生徒の心のケアが必要となることなども考えられ、授業の再開だけでなく、児童生徒の安心感をつなぐために、まずは学校に集まることが重要だと考えます。

指定緊急避難場所としての学校と共存しながら、指導形態や学習形態を工夫し、再開に向けての学校運営について、危機管理部局や学校現場、関係機関、被災者の皆さんと連携、協議し、できるだけ早期の再開を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 それでは、引き続きまして、私から、村田議員ご質問のうち2点目と3点目につきまして、ご答弁を申し上げます。

村田議員おっしゃるとおり、学校施設は地域住民の避難所として重要な役割を担っております。地震津波の発生時には、松茂小学校、松茂中学校及び喜来小学校の校舎は、命を守るために緊急的に避難する指定緊急避難場所に指定されております。また、地震津波による危険性がなくなったものの、災害により自宅へ戻ることができない住民が一時的に滞在する指定避難所に松茂小学校、松茂中学校及び喜来小学校の体育館をそれぞれ指定しております。

こうした状況の中、まず、ご質問2点目の各小中学校への分散備蓄状況につきましては、備蓄品目といたしまして、クラッカーやアルファ化米、保存水、毛布や簡易トイレ、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、手指消毒液、パーティションや段ボールベッドなど、松茂小中学校及び喜来小学校に分散して備蓄しております。

次に、障がい者等、特別な配慮が必要な方々への専用スペースの確保、バリアフリー化はできていますかとのご質問につきましては、指定避難所となる学校の体育館は対応いたしておりません。被災の際にパーティションを利用して専用スペースを確保することや、段差スロープを施工することなど対応をいたしたいと考えております。

しかしながら、特別な配慮が必要とされる方々は専門性の高い支援が必要となる場合があります。体育館のような共同生活を送る施設では十分な支援を提供することが難しいと想定されます。こうした場合には、ご本人やご家族の意向を確認した上で、適切な支援を受けることができる医療機関や福祉避難所などへ移転できるように対応いたしたいと考えております。

次に、3点目のマニュアルの作成についてご質問いただいております。

大規模な災害が発生したとき、地域住民が安心して避難所生活を送れるように避難所の運営体制を迅速に確立し、円滑に実施する必要があります。避難所の運営については、行政、施設管理者との連携の下、自主防災組織など、地域住民を中心とした自主的な運営が重要となります。このため本町におきましては、避難所において、何をどのように行うべきか、活動内容の基本的事項を定めた避難所運営マニュアルを作成しております。

昨年10月24日に実施いたしました、松茂町総合防災訓練におきまして、このマニュアルを基に自主防災組織の皆さんが中心となり、また、松茂中学校の生徒さんと一緒に松茂中学校など、各避難所で訓練を行ったところでございます。今年も10月23日に総合防災訓練を予定しております。昨年と同様に、自主防災組織の皆さんと連携、協力しながら訓練を実施し、円滑な避難所運営が行えるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、村田議員ご質問へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 村田茂議員。

○3番【村田 茂君】 ただいまは、教育次長、総務部長から明快なご回答をいただきまして、ありがとうございました。

それで、今の答弁の中で1点ほど、再問というか確認したい事柄なんですけど、地震津波

の場合、これに限って校舎は指定緊急避難場所に、体育館は指定避難所にそれぞれ指定しているとありました。これは町長が指定しておると思いますが、災害対策基本法では、この指定緊急避難場所と指定避難所の指定する基準の違いについては、現在どのようになっているのか、再度確認をさせていただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 村田議員のお尋ねにご答弁を申し上げます。

今お尋ねのお言葉の中にもありましたように、地震津波の場合、災害対策基本法及びその他関係の法令の中に、今から述べるように定められております。

まず、指定緊急避難場所は、1点目、避難する方が確実に避難されるよう開放されていること。

次に2つ目、津波の心配がない安全な区域内にあることが条件でございます。ただ、本町のように町のほとんどが津波災害警戒区域に指定されるところにあっては、2点目がなかなか実現は難しゅうございますから、それにかわりまして、地震津波に対して耐えることができる安全な構造であること。津波の想定される高さ以上に避難場所があることが必要になります。

一方、指定避難所は、1点目、被災された方が滞在できるだけの規模があること。

次に2つ目、被災された方を受入れ、または生活関連物資を配付することができる構造施設であること。

3点目、災害の影響が比較的少ない場所にあること。

4点目、車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

以上、4点全ての条件を満たすこととされております。

以上、村田議員の再問に対するご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 村田茂議員。

○3番【村田 茂君】 総務部長、度々明快なご回答ありがとうございました。

文部科学省から出ておりますこの事例集が活用されて、今後、防災担当課とか学校設置者、そして学校と地域が一体となって学校施設が避難所として活用され、地域の安全・安心を支える存在となることを切に期待をいたしまして、今後の町民のためにしっかり防災担当課の方は防災行政に取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤禎宏君】 議事都合により、10分間小休いたします。

午前 11 時 00 分小休

午前 11 時 11 分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、通告のありました 11 番川田修議員、お願いいたします。

川田修議員。

○11 番【川田 修君】 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

松茂町のヤングケアラーの実態についてと、ケアラー支援条例の制定について、ご質問させていただきます。

家族や兄弟の世話を担う 18 歳未満の子どものことをヤングケアラーと言います。最近、よくテレビや新聞で取り上げられています。厚生労働省と文部科学省は昨年 12 月から本年 1 月にかけて、初めての実態調査を行いました。公立の中学校 1 千校と全日制の高校 350 校を抽出して、2 年生にインターネットでアンケートを行い、およそ 1 万 3 千人から回答を得たそうです。

その結果は世話をしている家族がいるという生徒の割合は 5.7% で、17 人に 1 人、全日制の高校生の生徒が 4.1% で、およそ 24 人に 1 人となっております。世話にかけている時間は平日 1 日の平均で、中学生が 4 時間です。やりたくてもできないことを複数回答で尋ねたところ、「特にない」という回答が 58% だった一方、「自分の時間が取れない」が 20.1%、「宿題や勉強の時間が取れない」が 16%、「睡眠が十分取れない」と「友人と遊べない」がともに 8.5% でした。松茂中学校の実態はどのようになっているのでしょうか。まだ調査をしていないのなら、いつ頃、どのような形で調査をしますか、お尋ねします。

これに関連しますが、ケアラー支援条例の制定について質問します。

国のプロジェクトチームの調査でも、世話をする中高生の 6 割超が誰にも相談したことがないとの結果が得られ、見えないケアラーの存在が課題として浮かび上がっています。幼い兄弟をケアする子どものいる家庭に対して、子育てサービスの支援を検討するほか、自治体に対して実態調査を促したり、他機関が連携できるような支援マニュアルを作成したりする方針のようです。

ヤングケアラーの支援をめぐっては、一部の自治体で独自の判断と方法で国に先行して

います。北海道の栗山町では、栗山町ケアラー支援条例を制定し、令和3年4月1日から施行をしています。この条例では、ケアラー支援推進協議会を設置するとともに、推進計画の策定及び施策の評価、計画の見直し等についての意見を聞くとしております。自治体独自の施策を打ち出している町もあるのです。松茂町でも、このような条例を制定する意欲はあるのでしょうか。徳島県では、研究会を発足するという予定の段階のようです。国や県の後追いをするだけでよいのでしょうか。

現在、ケアラー自身を社会的に支援する法制度がありません。政府のプロジェクトチームで検討中ですが、具体的な支援計画はまだありません。ヤングケアラーを見つけるのは学校の協力が不可欠であり、子どもの異変を感じ取ってくれる先生が必要です。ヤングケアラーの問題の背景には、子どもだけでなく親などが抱える家庭の大変さがあり、教育と福祉の連携が必須だと言われています。学校や福祉の専門職の人が、子どもの理解者となってケアの負担などについて話を聞くことが大切だと思います。

以上のことから、松茂町独自の支援条例を制定するべきであり、研究にも取りかかるべきではないかと思えます。答弁をお願いします。

○議長【佐藤慎宏君】 鈴谷教育次長兼社会教育課長。

○教育次長兼社会教育課長【鈴谷一彦君】 失礼します。川田議員ご質問のヤングケアラーに関する実態調査について答弁申し上げます。

ヤングケアラーとは、大人が担うような家事や病気や障がいがある家族の介護を日常的に行っている18歳未満の子どものことで、長期化すると学業や進路に影響するだけでなく、健全な発育や人間関係の構築を阻む恐れがあると言われており、早期発見と支援が喫緊の課題となっております。

今年3月、国が厚生労働省と文部科学省の共同プロジェクトチームを発足し、支援に向け動き出しました。また、県はこのプロジェクトチームの報告書を受け、6月にヤングケアラー支援に関する研究会を設置し、11月、合同研修会が予定されております。

松茂町において、こういったヤングケアラーの実態をつかめているかというご質問に関しては、これまでこれに特化した調査は行っておりません。しかし、議員ご質問のヤングケアラーにつきましては、常に重要な課題と捉えており、特に子どもに一番近い立場である教員は、児童生徒の表情や心身の変化にも常に敏感に気づき、声をかけ、表面にあらわれにくい子どもの異変に気づくため、年に数回、学校生活アンケートを行うなど、子どもたちの変化を見逃すことのないよう努めております。

また、スクールカウンセラーや心の教室相談員、子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、ヤングケアラーを含め、子どもたちが抱える様々な悩みや困難な状況を相談できる環境づくりに努めており、その内容に応じた関係機関などにつなげる体制も構築しております。

今後も、国や県の動向を注視し、子どもたちのSOSをより早く受け止められるよう、関係機関等と連携してヤングケアラーの実態把握と支援に努め、必要に応じて実態調査なども行っていきたいと考えておりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 原田民生部長。

○民生部長【原田 賢君】 それでは、私から、ケアラー支援条例の制定についてご答弁申し上げます。

教育委員会からの答弁にもありましたとおり、今年3月、国はヤングケアラーの支援に向けた、福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、その報告を取りまとめました。その中で、厚生労働省及び文部科学省が今後取り組むべき施策として、次の3点をあげております。

1点目に、ヤングケアラーの早期発見、把握に取り組むこと。

2点目に、相談体制の充実及び関係機関が連携し、既存の福祉サービス等につなげるなど、支援策を推進すること。

3点目に、社会的認知度を向上することです。

このうち、早期発見、把握について、学校は子どもが多く時間を過ごす場であり、ヤングケアラーである可能性に気づきやすい場所であるため、その協力は欠かせません。一方、高齢者や障がい者のいる家庭では、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの支援機関が関わっている場合もあります。居宅介護支援事業所などに集まっていただく機会や民生委員児童委員協議会において、ヤングケアラーについてお伝えし、情報提供を依頼するなど、多様な視点から発見・把握につながるよう、事業所や地域の皆さんと連携する取組も実施しております。

町としましては、現在のところ、議員ご質問のケアラー支援に特化した形の条例の制定は考えておりませんが、国や県の施策に沿って適切に支援策を講じて参りたいと考えております。

子どもたちが抱える問題はヤングケアラーに限らず、生活困窮など様々な問題が複合的に絡んでいることも少なくありません。福祉課が事務局を務める要保護児童対策地域協議会においては、そのような様々な問題を抱える子どもたちについて、学校、教育委員会、福祉課、児童相談所をはじめ、その案件に応じて関係する機関が集まり、ケース会議を開催しております。関係者が情報共有を図り、支援方法などを検討する取組を既に実施しております。

このような仕組みを活用し、関係機関が連携してヤングケアラーをはじめとする様々な困難を抱える家庭を適切な支援でつなぎ、負担軽減を図るための体制づくりを強化します。そのほか、社会的認知度向上のための啓発を通じて、社会全体はもちろん、特に子どもたち自身がその問題に気づき、SOSを発することができる環境づくりに取り組んでまいります。議員各位にはご理解、ご協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤禎宏君】 川田修議員。

○11番【川田 修君】 ご答弁ありがとうございます。

調査自体はできていないということですが、松茂中学校の生活アンケートを通じて、子どもの状況をよく知って、発見に努めたいということがございます。どんな内容かということをお聞きしたいんですが、やはり、個人情報等の発出で質問内容が出れば、家庭内でのいろんな秘密保護的な動きにもつながりかねないということがあるようですので、それは置きまして、また、福祉との連携ということも、現在でもやっていたらということなんです。町のいろんな関係機関への啓発・周知等については、敬意を表するところでございますけれども、条例制定といったところまでは踏み込まないということがございますが、国の指針といいますか、そういうのももちろん大事なことで、末端の町としてはなかなか先に行くということは難しいのかもしれませんが、やはりそれなりの研究会等も研究をしていって、国や県に先駆けてやっている町もあるわけですから、嫌みを言うようですと、松茂町は石橋をたたいても渡らない町行政だという近隣の町村の評価もあるようがございます。ちょっと一步踏み出して、研究を進めていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで、一般質問を終了いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして、日程第2、議案第30号「松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例」から、日程第19、認定第8号「令和2年度松茂町水道特別会計決算認定」までの議案10件及び認定8件を一括して議題といたします。

以上、議案10件及び認定8件につきましては、各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がないようですので質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案10件及び認定8件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤禎宏君】　　異議なしと認めます。

よって、議案10件及び認定8件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時26分小休

午前11時28分再開

○議長【佐藤禎宏君】　　小休前に引き続き、再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

多田事務局長。

○議会事務局長【多田雄一君】　　失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

まず、総務常任委員会。

議案第30号　松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第31号　松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号　令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する議案 3 件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第 3 4 号 令和 2 年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 3 5 号 令和 3 年度松茂町一般会計補正予算（第 3 号）（所管分）

議案第 3 9 号 令和 3 年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第 1 号）

以上が産業建設常任委員会に付託する議案 3 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

議案第 3 2 号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 3 3 号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 3 5 号 令和 3 年度松茂町一般会計補正予算（第 3 号）（所管分）

議案第 3 6 号 令和 3 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 7 号 令和 3 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 8 号 令和 3 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

以上が教育民生常任委員会に付託する議案 6 件でございます。

次に、予算決算特別委員会。

認定第 1 号 令和 2 年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定

認定第 2 号 令和 2 年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第 3 号 令和 2 年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第 4 号 令和 2 年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第 5 号 令和 2 年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定

認定第 6 号 令和 2 年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定

認定第 7 号 令和 2 年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定

認定第 8 号 令和 2 年度松茂町水道特別会計決算認定

以上が予算決算特別委員会に付託する認定 8 件でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託表につきましては、先般開催されました議会運営委員会において、そのように案を決定していただきましたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、議案10件及び認定8件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。議案付託表の裏面をご覧ください。各常任委員会及び予算決算特別委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場3階、301委員会室でございます。

予算決算特別委員会、9月9日、木曜日、午前10時から。

教育民生常任委員会、9月10日、金曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、9月10日、金曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、9月10日、金曜日、午後3時から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9月8日から9月15日までの8日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月8日から9月15日までの8日間は、休会と決定いたしました。

次回は、9月16日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時35分散会